

労働・助成金情報 特急便

第 83 号 (2019 年 9 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

労働条件に関するルールの労働時間と休憩・休日についてご紹介します。

労働時間

始業時刻から終業時刻までの時間から休憩を除いた時間をいいます。この労働時間は会議が始まるまでの待機時間、レジでお客様が来ない時間など、実際には何も作業をしていなくてもその場を離れることができない場合の時間も含まれます。

労働基準法では、1日の労働時間を8時間以内、1週間の労働時間を40時間以内と定められています。この時間を超えて労働者を働かせる場合には、『時間外労働・休日労働に関する協定』を労働基準監督署に届け出なくてはなりません。

※時間外労働・休日労働に関する協定は、労働基準法第36条に規定されていることから『36協定(サブロク協定)』と呼ばれています。

時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の届出の注意点

- 労働者の過半数を代表とするもの又は労働組合との間で、書面により36協定を締結する。
- 使用者は36協定を、所轄の労働基準監督署に届出る。
- 36協定により延長できる労働時間は、原則月45時間、年360時間を超えてはいけません。この限度時間を超える場合は、特別条項付き協定が必要となります。
- 労働者に時間外労働をさせた場合は、割増賃金を支払わなければならない。

割増賃金

1日の労働時間が8時間以上、1週あたり40時間以上になった場合や休日労働や深夜労働した場合は、正社員・パートタイム・アルバイトなどの雇用形態に関わらず割増賃金が支払われます。

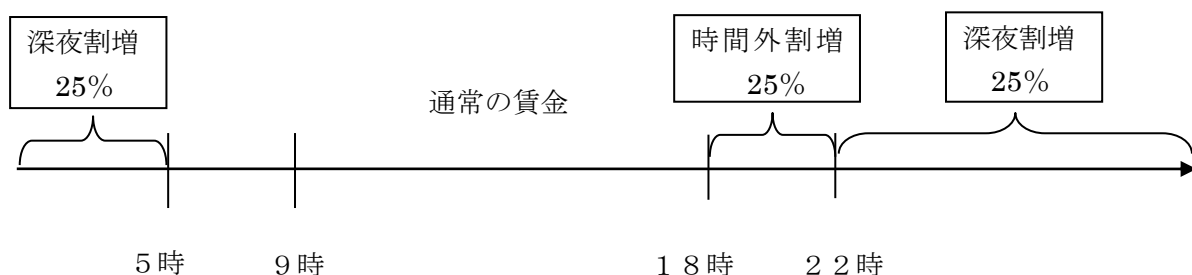
時間外労働(法定労働時間を超えて働かせた時)は、25%以上増

休日労働(法定休日に働かせた時)は、35%以上増

深夜労働(午後10時から午前5時までの深夜に働かせた時)は、25%以上増

※1か月60時間を超える時間外労働については50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。ただし、中小企業は当分の間25%以上の割増賃金の支払いでよいとされています。

- 【例】始業時刻9時 終業時刻18時 休憩1時間 週5日勤務の場合、
18時以降は、25% (時間外) 割増
22時以降は、25% (時間外) + 25% (深夜) = 50% 割増



変形労働時間制

主に活用される2パターンを紹介します

◇ 1年単位の変形労働時間制

1年を平均して、1週あたり40時間以内になるようにします。
連続して労働させる場合の日数の限度は6日

◇ 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均して1週あたり40時間以内になるようにします。

休憩・休日

◇ 休憩

勤務時間の途中で、基本的に一斉に与え自由に利用させなければなりません。与える時間は、
1日の労働時間が6時間を超える場合、少なくとも45分
8時間を超える場合、少なくとも60分と、なっています。

◇ 休日

1週間に少なくとも1日、4週間に少なくとも4日与えることになっています。
1週間の中でどの曜日を休日にしても、週によって休日の曜日が異なってもよいことになっています。
国民の祝日は休日ではありません。
原則として、午前0時から午後12時までの継続24時間の暦日で与えることとなっています。
1日のうち、1時間でも仕事をさせた場合、その日は休日にはなりません。
週1日または4週に4日の法定休日に仕事をさせた場合、35%以上の割増賃金となります。

様々なケース

・休憩中に、電話対応や来客対応を指示された場合

その時間も給与が支払われます。労働時間が6時間を超える場合は、別に休憩時間を与えるようにします。

・年棒制の労働者の残業代はどうか

法定労働時間以上の労働をした場合、年棒とは別に時間外割増賃金を支給しなければなりません。
(労働基準法で定められています)

・休日に労働したが残業代はどうか

22時まで働いた場合は、時間外割増賃金はありません。休日割増賃金のみ支払われます。
22時を過ぎた場合は、休日割増賃金と深夜割増賃金の両方が支払われます。

・休日出勤した場合の振替休日と代休の違いとは

振替休日とは・・・

あらかじめ休日である日を前もって労働日として、休日の振替日を前日までに事業主が指定する休日を決めます。その際にはできる限り近い日にすることになっています。

代休とは・・・

休日労働を行わせた場合に代償として休日労働をした後の他の労働日を休日にする事です。事業主、従業員いずれが指定してもいいことになっています。

そのため振替休日は通常の賃金で支払われ、代休は割増賃金をプラスして支払われます。

～お知らせ～

10月1日から最低賃金が改定されます

福岡県は841円になります。

814円からの27円増加ですので、労働者の賃金が最低賃金を下回っていないか再確認が必要です。